

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 三〇三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件三件 三〇三
- 計量器の定期検査を実施する件 三〇四
- 道路の供用を開始する件 三〇五
- 福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件 三〇五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件二件 三〇五
- 一般競争入札を行う件 三〇六
- 福島県選挙管理委員会 三〇七
- 不在者投票のできる施設の変更した旨届出があつた件 三〇七
- あつせん員候補者として委嘱した件 三〇七

### 告 示

#### 福島県告示第三百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十八年五月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

（仮称）ダイユーエイト横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二十七番地一

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
  - 名称 株式会社ダイユーエイト
  - 代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
  - 住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
  - 名称 株式会社ダイユーエイト
  - 代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
  - 住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
  - 平成二十八年十二月二十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 二千八十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 七十五台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 十六台
  - 3 荷さばき施設的位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 九十六平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 容量 十二立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 開店時刻 午前七時
    - (二) 閉店時刻 午後九時三十分
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前六時三十分から午後十時まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - 数 四か所
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドルル川俣 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字鶴東六十二番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドルルビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

三 変更した年月日

平成二十八年四月一日

四 届出年月日

平成二十八年四月二十二日

五 届出をした者

株式会社リオン・ドルルビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドルル保原店 福島県伊達市保原町上保原字金山三番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドルルビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

三 変更した年月日

平成二十八年四月一日

四 届出年月日

平成二十八年四月二十二日

五 届出をした者

株式会社リオン・ドルルビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月十七日から同年九月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドルル鎌田店 福島県福島市鎌田字西舟戸十一番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社小池

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

(変更後) 株式会社リオン・ドルルビズ

代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号

- 三 変更した年月日  
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日  
平成二十八年四月二十二日
- 五 届出をした者  
株式会社リオン・ドールピズ

(商業まちづくり課)

**福島県告示第三百三十号**  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十八年五月十七日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査  
福島県知事 内堀 雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡会津美里町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第322号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月二二日 午後一時三〇分から 午後四時まで	会津美里町新鶴公民館
		六月二三日 午前九時三〇分から 午後四時まで	会津美里町高田体育館
		六月二四日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	会津美里町役場本郷庁舎
同 郡 昭和村		七月五日 午後一時三〇分から 午後四時まで	昭和村公民館
同 郡 金山町		七月六日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	金山町役場横田出張所

河沼郡柳津町	同	七月七日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	柳津町役場西山支所
大沼郡三島町	同	七月八日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	西方ふるさとセンター
耶麻郡西会津町	同	七月一二日 午後二時から 午後三時三〇分まで	三島町役場
河沼郡会津坂下町	同	七月一三日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分まで	旧奥川小学校 弥平四郎分校
	同	七月一四日 午前九時三〇分から 午後三時まで	西会津町役場
	同	七月二時から 午後四時まで	会津坂下町役場 東分庁舎
	同	七月一四日 午前九時三〇分から 午後三時まで	同
	同	午後一時三〇分から 午後四時まで	金山町役場

右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	七月一五日から八月一 二日まで（土曜日、日 曜日、七月一八日及び 八月一日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定 所
-------------	--------------------------------	--	--------------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河 沼郡会津坂下町、同 郡柳津町、大沼郡三 島町、同郡金山町、 同郡昭和村及び同郡 会津美里町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から二月二 二日まで（土曜日、日曜 日、一〇月一〇日、一 月三日及び十一月三日 を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第三百三十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十八年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三五二号	南会津郡南会津町滝原字龍沢一七 一七番一地从先から 同 郡同 町滝原字龍沢一七 一七番一地从先まで	平成二十八年五月一七日

（道路計画課）

**公 告**

**公告第百十四号**

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。）第十条の二及び福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）第八条の二第一項の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付に関する期限のうち、次に掲げる地域において、熊本県内に主たる事務所、事業所等を有する法人の法人県民税及び法人事業税に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日以降に到来するものについては、その期限を次のとおり延長した。  
平成二十八年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する地域 県内の全ての市町村の区域の全部
- 二 指定する期日 別に知事が定める日

（税 務 課）

**公告第百十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十八年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
榺葉町土地改良区

就任した役員  
役員 氏名 住所

- 理事 草野 傳市 双葉郡榺葉町大字井出字上ノ原三三番地の二
- 監事 遠藤 政一 同 郡同 町大字大谷字海法地三〇番地

（農村計画課）

**公告第百十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十八年五月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
請戸川土地改良区

就任した役員  
役員 氏名 住所

- 理事 松本 勇 南相馬市小高区小屋木字障子口一四番地の一

（農村計画課）

**公告第117号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年5月17日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 安定同位体比質量分析システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年12月22日（木）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年6月10日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成28年5月17日（火）から同年6月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年5月30日（月）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年6月28日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年6月27日（月）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**8 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Stable Isotope Ratio Mass Spectrometer System 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 28 June 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 27 June 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十八年五月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前 一般財団法人大原綜合病院 院附属清水病院	変更後 一般財団法人大原記念財 団清水病院	変更年月日 平成二八年四月一日
--------------------------------	-----------------------------	--------------------

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十八年五月十七日

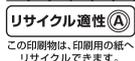
福島県労働委員会  
会長 伊藤 宏

氏名	現職	前職	経歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部 教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	平成20年6月24日
吉高 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授		平成26年6月24日

駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
今野 明子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		平成24年 6 月24日
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 福島県電力関連産業労働組合 総連合顧問	東北電力労働組合福島 県本部委員長	平成22年 6 月22日
国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡 山支部書記長	電機連合三菱電機労働 組合郡山支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 JAゼンセン福島県支部長	JAゼンセン同盟埼玉 県支部長	平成23年 2 月22日
田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合 会福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組 合連合会福島県支部書 記長	平成24年 6 月24日
横山まゆみ	福島県労働委員会労働者委員 JAM日立オートモティブ システムズ労働組合第3支部執 行委員	JAMトキコ労働組合 福島支部執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	平成26年 6 月24日
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合 会専務理事兼事務局長	平成18年 6 月21日
豊田 和夫	福島県労働委員会使用者委員 常磐興産株式会社常勤顧問	常磐興産株式会社常務 取締役	平成24年 6 月24日

永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	平成26年 6 月24日
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長	平成26年 8 月26日
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局長	福島県労働委員会事務 局次長兼審査調整課長	平成28年 4 月26日
星 清一郎	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県南会津地方振興 局次長兼復興支援・地 域連携室副室長兼企画 商工部長	平成28年 4 月26日
酒井 浩	福島県労働委員会事務局審査 調整課主任兼副課長	福島県生活環境部環境 共生総室自然保護課主 幹	平成27年 4 月28日

(継続監査誌)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福 島 県 報  
印刷所 株式会社第一印刷